

関東カワウ広域保護管理指針

2005年11月

関東カワウ広域協議会

I 経緯

1 関東カワウ広域協議会設置の背景

かつて全国に分布したカワウは、1970年代までに全国で3000羽程に激減した。その原因は公害による水質悪化と言われている。しかし、その後は個体数が著しく増加し、分布の拡大傾向が見られる。関東では、1970年代後半に、唯一、東京上野の不忍池に残されていたコロニー（集団営巣地）から次第に分布を拡大し、やがて東京湾岸部と内陸とを季節移動するようになり、内陸でもコロニーができるようになった。

このようなカワウの拡散に伴い、コロニーが形成された公園等で樹木が枯死するといった従来からの問題に加えて、河川、湖沼、養殖池、管理釣り場において、自然繁殖あるいは放流されたアユ、ウグイ、コイ、フナ等の魚類が採食される漁業被害が問題化し、その規模や範囲が拡大し、現在に至っている。

こうした被害問題に対処するためには、河川を中心とする生態系に係る全体的な状況、すなわち、水辺の環境の変化、水と人の関わりの変化、魚の生息数の動向、カワウの動向、内水面漁業や釣りの動向、そのほか様々な人間活動が河川に与える影響等についての状況を十分把握し、問題解決にむけた多面的な対策が必要である。

また、カワウが、どれほどの時間をかけて、どれほどの距離を移動するかといった生態的特性については、未解明な部分が多いものの、すでに都県の境界を越えて集団で移動していることは確認されており、被害防除、個体数調整、生息環境管理等の対策の実施及びモニタリング調査に関して、都県を越えた広域的な対応が必要との考え方で関係者の意見が一致した。

しかし、広域的かつ多面的な対策を検討するにあたって、関連する法令等（鳥獣保護法、河川法等）も多岐にわたり、これらの調整が必要となることから、関東の地域において関連する都県（鳥獣、水産、河川の3つの分野に関連する部署）と国（環境省、水産庁、国土交通省）及び関係者等が一堂に会して議論するための体制として、関東カワウ広域協議会を設置し、関東カワウ広域保護管理指針を策定することとした。また、各都県は個別に協議会を設置し、本指針に即して鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく特定鳥獣保護管理計画制度等によるカワウ保護管理計画を策定し、広域的な対処にあたって関連する市町村、関係団体が連携して対策を実行することとした。

2 関東におけるカワウの生活史

(1) 繁殖

地域的に違いがあるが、主として3月から7月にかけて巣立つヒナが増え、個体数も増える。

(2) 冬のカワウの行動

冬季には東京湾等の沿岸域において魚が深みに移動して食物が得にくくなるために、関東のカワウの多くが内陸に移動し、河川等の魚を採食する。近年は内陸部でも一年を通じて定着が確認されている。

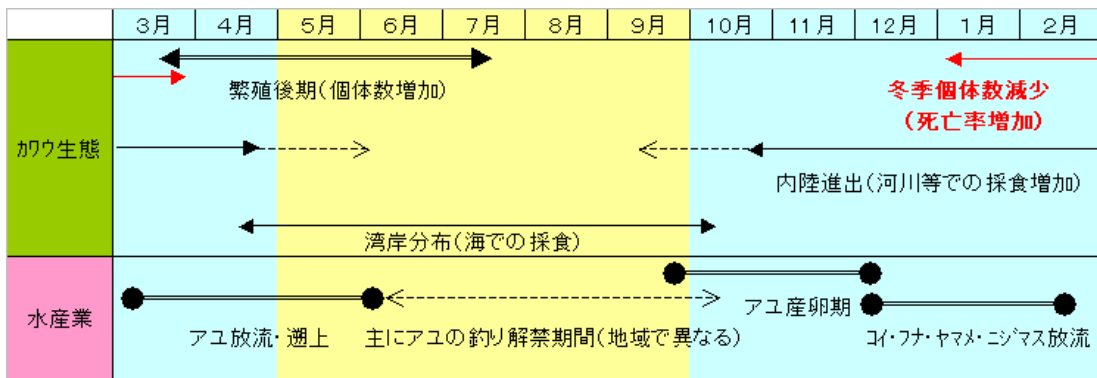
(3) 冬のカワウの個体数減少

これまでの調査から、冬（12月～3月）の間に、個体数が2～3割減少することがわかっている。定量的なデータによる裏付けはないが、冬に魚を捕りにくくなり食物が得られなくなることが要因と考えられる。

3 カワウの生息環境の変化

河川の構造や流況等が変化したことで、カワウにとっては、魚の姿を見つけやすく、採食も簡単になっているとの、また、魚の産卵場所、稚仔魚の生育場所も減って魚類の生産力も落ちているとの指摘もある。

関東におけるカワウの一年



II 関東カワウ広域保護管理指針及び関連する計画の位置づけ

1 関東カワウ広域保護管理指針

関東カワウ広域保護管理指針（以下、広域指針）は、関東カワウ広域協議会（以下、広域協議会）が策定し、広域的に移動するカワウの広域保護管理にむけた基本的な考え方や対策の方向性を示すものである。なお、広域指針には、地域実施計画の作成方法や一斉モニタリング調査の手引きなどの資料を必要に応じて添付する。また、広域指針は、広域協議会の会則に基づき、科学的情報の蓄積や社会的状況をふまえて必要に応じて見直しをおこなう。

なお、「関東」の地域とは、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、山梨県及び静岡県東部（富士川以東）とする。

2 カワウ保護管理計画

広域指針に基づく被害対策や調査等の具体的な実施にあたっては、都県ごとに「特定鳥獣保護管理計画技術マニュアル（カワウ編）」に留意して、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下、鳥獣保護法）に基づく特定鳥獣保護管理計画（以下、特定計画）制度等によるカワウ保護管理計画（以下、都県管理計画）を策定し、実施することとする。また、都県管理計画は、各都県全体の被害対策や一斉調査などについて記述するものであり、次に示す地域実施計画をふまえた構成とする。

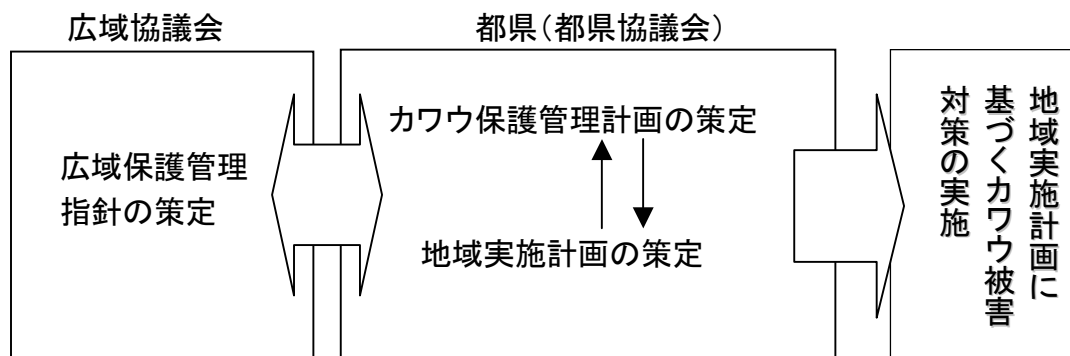
3 地域実施計画

問題解決に向けた対策の内容は、個々の被害現場の特徴をふまえたものでなければならぬことから、現場ごとに地域実施計画を策定し、都県管理計画に反映させる。

地域実施計画は、任意に設定された市町村の範囲、あるいは漁協の活動範囲など対策を実施する地域を明確にし、その地域において実施する対策などを記述する。

4 都県協議会

都県管理計画及び地域実施計画の策定にあたっては、行政関係担当部局（都県、市町村）、被害者団体（漁連、漁協、釣団体等）、自然保護団体及び関連分野の専門家等からなる都県協議会を設置し、都県管理計画及び地域実施計画は、この都県協議会によって策定する。



Ⅲ 対策の方向

1 目的

本広域指針の対象地域におけるカワウによる被害の防止及び適切なカワウ個体群の管理を目的とする。

2 対策の進め方

本広域指針に記載する内容について、関係者と調整しつつ、各地の実情に応じて、実施可能なものから取り組みを進めるものとする。

3 対策の内容

(1) 短期的対策

被害防除

- ① 一斉追い払い
- ② 個別対策
 - 1) 被害地における物理的な着水阻止
 - 2) 被害時期の追い払い
 - 3) 魚を守る工夫

一斉追い払い

- ・ 各被害地で個別の対策をおこないつつ、適切な時期を選定し、広域一体的に徹底した一斉追い払いを実施する。
- ・ 一斉追い払いの効果的時期として、食糧不足になって個体数が減少する冬、放流・遡上の時期などが考えられる。
- ・ 一斉追い払いの効果、すなわち個体数の減少や密度分布の地域的变化については、モニタリング調査で把握する。

被害地における物理的な着水阻止

- ・ 物理的な防除（案山子、CD吊り下げロープ等）をおこなう。

被害時期の追い払い

- ・ 追い払い（ロケット花火、ラジコンヘリ、銃器による威嚇等）をおこなう。
- ・ 被害の発生時期などの地域個別の違いに対する適切な防除方法を選択する。
- ・ 被害地の近隣にある冬季ねぐらの除去をおこなう。その際、分布拡大を招かないように慎重に対処する。
- ・ 新たな冬季ねぐらは、ねぐらができるとともにすぐに除去する。

魚を守る工夫

- ・ 治水上の安全に配慮しつつ、可能な箇所では簡易的な方法（塩ビパイプ、ボサ、人工漁礁等）を用いて、魚が姿を隠せる環境を創りあげる（生息環境管理）。
- ・ カワウに食べられにくい放流方法の工夫（放流時期の調整、蓄養放流、分散放流等）をおこなう。

個体数の抑制

- ① 捕獲数の検討
- ② 個体数抑制方法の検討

捕獲数の検討

- ・ 広域に移動するカワウ個体群の捕獲については、広域協議会の科学委員会が関東地域全体の捕獲上限を示し、各都県が必要とする捕獲許可数の合計が地域全体の上限を越える場合は広域協議会にて各都県の捕獲許可数を調整する。

個体数抑制方法の検討

- ・ 科学的根拠に基づき、カワウの個体数を抑制する効果的な方法については、随時検討する。

(2) 中長期的対策

生息環境管理

- ① 河川の良い環境と生物生産力の復元

河川の良い環境と生物生産力の復元

- ・ 自然再生技術や人の利用の適正化等によって、魚類やカワウを含む生態系のバランスを回復させる。

(3) 被害対策につながる研究開発、情報の蓄積及び共有の推進

科学的な情報蓄積

- ① 地域個体群のモニタリング
- ② カワウに関する基礎的研究
- ③ 河川生態系に関する総合的な研究
- ④ 各種科学的情報の蓄積と共有の推進

地域個体群のモニタリング

- ・ 関東地域全体で、ねぐらとコロニー（集団営巣地）における個体数調査を一斉におこない、捕獲等の効果を測定する。

- ・ 被害防除をおこないつつ、カワウの着水数を調査し、被害防除の効果を測定する。

カワウに関する基礎的研究

- ・ 衛星追跡、標識個体の識別などによるカワウの広域移動に関する研究を推進する。
- ・ 繁殖や死亡等の個体群動態に関する研究を推進する。
- ・ 食物資源量、コロニーの条件等の生息環境との関係に関する研究を推進する。
- ・ その他の生物学的研究を推進する。

河川生態系に関する総合的研究

- ・ 様々な人間の活動が河川を中心とする生態系に与える影響に関する学術研究を推進する。

各種科学的情報の蓄積と共有の推進

- ・ 広域協議会によりデータベースを構築し、効果的に運用する。
- ・ 国内及び海外におけるカワウ対策の成功事例等を積極的に収集し、情報提供する。

被害防除の技術開発（トライアルエリア）

① 被害防除モデルの確立

被害防除モデルの確立及び普及

- ・ 広域指針の対象地域全体の被害地、コロニー等の状況を図化しながら、広域協議会で効果的な場所を選択する。
- ・ 多様な手段を集中させて、地域個別の被害防除技術及び適切な捕獲技術の開発・検討をおこなう。

（４）体制整備

体制整備

- ① 広域一体的な連携体制の整備
- ② 被害対策の実施体制の工夫
- ③ モニタリングの実施体制の工夫
- ④ 研究機関の連携

広域一体的な連携体制の整備

- ・ 広域協議会で情報を共有し、各都県が連携して各種の対策を実施するための体制を整備する。
- ・ 都県においても、都県協議会（行政関係担当部局（都県、市町村）、被害者団体（漁連、漁協、釣団体等）、自然保護団体、関連分野の専門家等）、地域住民の協力を得て、計画的に実施する体制を整備する。

被害対策の実施体制の工夫

- ・ 国、自治体、漁業者、地域住民、釣り人及び自然保護団体といった様々な関係者が参加し、捕獲・被害防除・生息環境の整備をおこなうための体制をつくり、関係者の連携を図りつつ、幅広い理解と協力を求めながら実施していく。

モニタリングの実施体制の工夫

- ・ 都県ごとに、アマチュアも含めて野鳥に関心のある市民の広い参加を求めて、継続的なモニタリングの体制を整備する。

研究機関の連携

- ・ 生物学的アプローチから河川工学に至るまで広くカバーする各種の研究を推進するために、大学及び各種試験研究機関の連携を推進する。